

川口市監査告示第41号

地方自治法第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年12月27日

川口市監査委員 澤野 高雄

同 金井 洋

同 福田 洋子

同 古川 九一

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

川口市 (略)

川口市 (略)

2 請求書の提出日

令和6年10月22日

3 請求の要旨

本件措置請求の対象を川口市長として、新型コロナウイルスに関連した違法不当な財務会計行為の担当者に対する損害賠償請求権行使の不作为が生じていることに対する措置を以下のとおり求めている。

〈違法不当な財務会計行為〉

行政指導後の証拠説明書受領後相当期間内に住民訴訟口頭弁論期日を決定しない、さいたま地裁民事4部裁判官に対する遅延利息国家賠償請求不作为
〈求める措置〉

さいたま地裁民事4部裁判官に対する遅延利息損害賠償請求

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行ったところ、請求書に請求人の「住所、氏名（自署）」等が記載されていないことから補正を求め、請求人から令和6年11月6日付け「住民監査請求書（補正）」が提出されたため、同月18日に所定の形式上の要件を具備しているものと認め、受理を決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 個別外部監査契約に基づく監査が相当であると認めなかった理由

監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査は、監査請求の事案が、監査委員が有する専門的知識以外の事案であり、監査委員が外部の専門家に監査を委託する必要があると判断したときに、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認める場合に行うものである。

請求人は、公正適正な監査を期待できないこと等を理由に個別外部監査契約に基づく監査を求めているが、本件請求は、財務会計上の行為のうち、公金の支出の違法性又は不当性についての判断を求めるものであり、監査委員の有する専門的知識の範囲内であると判断されることから、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

よって、本件請求は、法第252条の43第9項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない法第242条第1項の請求であったものとみなすこととした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を、住民訴訟の口頭弁論期日を決定しないさいたま地方裁判所民事第4部裁判官に対する国家賠償請求の不行使とした。

2 監査対象部局

職員措置請求書及び事実証明書を確認したが、監査対象に該当する部局はなかった。

3 監査の実施

職員措置請求書及び事実証明書等を基に、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和6年12月2日に新たな証拠を提出したものの、陳述は希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。

5 監査の期間

令和6年10月22日から令和6年12月27日まで

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求の要件を審査した結果、法第242条に規定する要件を具備しないものと認め、監査を実施しないことと判断する。

以下、判断（要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

1 判断

（1）財務会計上の行為について

法第242条第1項は住民監査請求について、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」と定めている。

住民監査請求は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。

請求人は、本件請求において、「住民訴訟の口頭弁論期日を決定しないさいたま地方裁判所民事第4部裁判官に対する国家賠償請求をしない」ことを財務会計上の行為として主張している。

そこで、請求人の主張が住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているかどうかという点について、検討する。

この点について、国家賠償法（昭和22年法律125号）は、第1条第

1 項で「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」と規定する。

最高裁判所は、「裁判官がした争訟の裁判につき、国家賠償法上 1 条 1 項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が肯定されるためには、その裁判に上訴等の訴訟法上の救済方法によって是正されるべき瑕疵が存在するだけでは足りず、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと同認め得るような特別の事情があることを必要とする」と判示している（最高裁昭和 57 年 3 月 12 日判決参照）。

これを本件についてみると、請求人が財務会計上の行為と主張する「住民訴訟の口頭弁論期日を決定しないさいたま地方裁判所民事第 4 部裁判官に対する国家賠償請求」について、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 7 条に規定する行政事件訴訟に関し、同法に定めのない事項については例によることとされる民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 137 条において裁判長は訴状の審査権を有すると規定し、また、同法第 139 条において裁判長は口頭弁論期日を指定すると規定する。

そして、最高裁判所は、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わない」と判示している（最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決参照）。

この点についてみると、さいたま地方裁判所民事第 4 部裁判官のどのよ

うな行為がこれらの規定に違反するののかについて、原告が国に対して国家賠償請求をすべき事柄であるにもかかわらず、さいたま地方裁判所民事第4部裁判官の行為について、なぜ川口市が国に対して国家賠償請求を行わなければならないのかを、請求人において具体的かつ客観的に摘示しなければならないところ、請求人は、措置請求書の文中において、特定の人物の主張や請求対象の違法性や不当性と直接の関連性を有しない判例などを記載するほか、同様の内容の事実証明書を提出しているものの、当該裁判官の行為の違法性又は川口市が国家賠償請求を行わないことの違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示しておらず、いずれも請求人の見解又は推論を述べるものといわざるを得ず、法第242条第1項で規定する違法又は不当を証する書面とは認められない。

(2) まとめ

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。